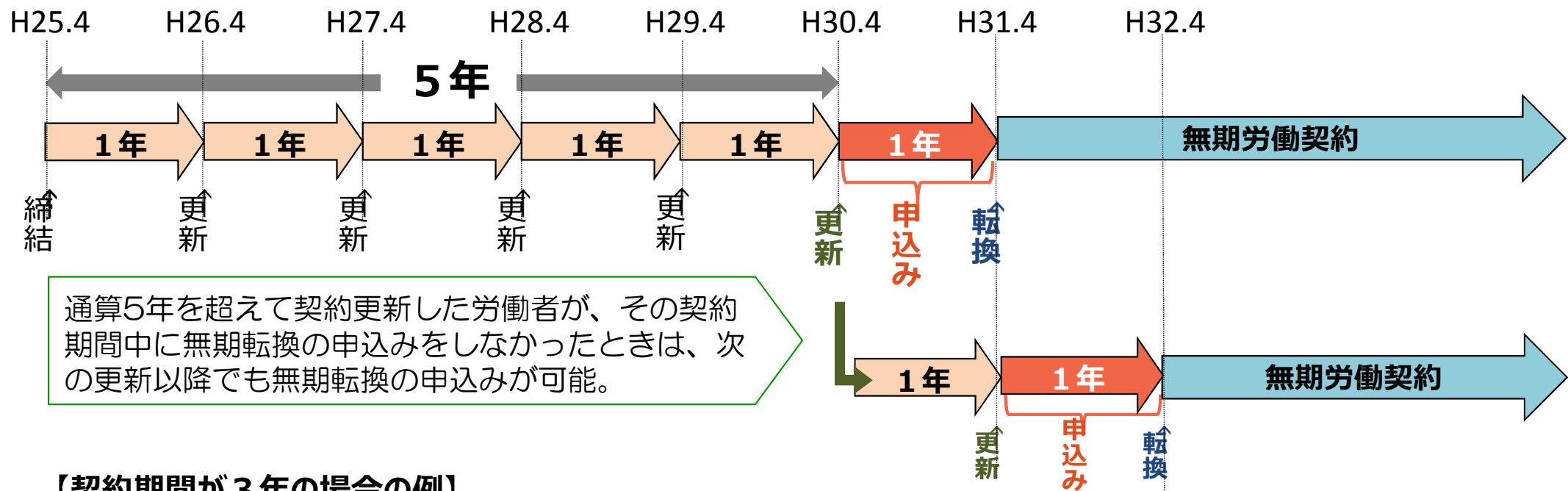


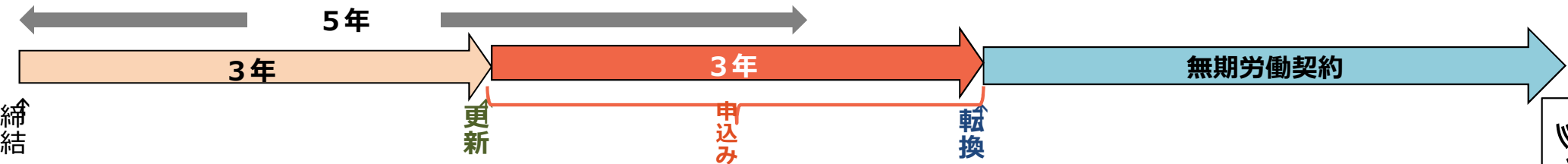
無期転換ルールの概要

- 有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。
（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）
- ※ 通算期間のカウントは、平成25年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象。平成25年 3 月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めない。
- ※ 通算期間をリセットするクーリング期間（原則 6 ヶ月でリセット）の規定あり（第18条第 2 項）

【平成25年4月開始で契約期間が 1 年の場合の例】



【契約期間が 3 年の場合の例】



無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更可能。